

2004.9.7

私的整理ガイドラインと法的整理

弁護士 須藤 英章

1 私的整理ガイドライン案件への関与

「私的整理に関するガイドライン」の産みの親である高木先生に教えていただきながら、数多くの私的整理ガイドライン案件に専門家アドバイザーとして関与することができた。私が専門家アドバイザーを務めた案件は下記の10件である。

- 北九州の百貨店（2002年5月8日成立）
- 甲府の百貨店（2002年7月12日成立）
- 日本冶金工業（2002年12月10日成立）
- 間組（2003年3月10日成立）
- 東京のホテル（2003年5月19日成立）
- 中部地区の不織布メーカー（2003年7月25日成立）
- 神戸の海洋土木会社（2003年12月10日不成立、民事再生申立）
- 日本中央地所（2003年12月11日成立）
- 九州産業交通グループ（2003年9月3日IRCJに移行）
- 機械工具の専門商社（2003年12月24日成立）

2 私的整理ガイドラインでは「メイン寄せ」は不可避か

私的整理ガイドラインも信用残プロラタによる負担を原則としている。プロラタ原則を離れて、債権者間の負担割合について「衡平性の観点から個別に検討する」（ガイドライン第7項(6)）のは、メインバンク等が役員を派遣していたり、窮境に至る原因に関与していたような場合に限られるのである。しかし、遺憾ながらプロラタ原則が貫かれた案件は乏しい。

比較的早い時期の案件では、例えば債権額（信用残）10億円以上の数行だけに対して金融支援（債務免除/DES）を要請し、下位行については弁済猶予だけを求めるというものが多かった。また、メイン又は準メインが役員派遣等を行っていたこともあって、メイン・準メイン以外の金融機関（中位行）に対してはプロラタの2分の1の負担だけを求め、その余は全てメイン（又はメイン・準メイン）が負担するという計画が多数であった。しかし、間組の案件ではRCCによる債権買取スキームがセットされたため、下位行に至るまで債権額に応じた負担を要請した。しかし、メイン・準メインの負担はプロラタよりも多く、他の金融機関の負担は信用残プロラタの2分の1であった。

メインバンクを含めて「完全プロラタ」原則を貫いた事例は、上記の海洋土木会社であるが、不同意債権者がいたため不成立に終わっている。

3 法的手続への移行と弁済率の変化

私的整理ガイドラインに基づく私的整理が不成立に終わった上記海洋土木会社は、不成立に終わった第2回債権者会議の日に神戸地裁に民事再生手続を申し立てた。私的整理の不成立により、私的整理ガイドラインに基づく「一時停止」の効力は失われてしまうが、裁判所が申し立ての日に弁済禁止等の保全処分決定を出してくれたため、問題は生じなかった。

私的整理ガイドライン手続における金融支援の要請額は信用残の62パーセント（弁済率38パーセント）で、商取引債権者への弁済は通常どおり100パーセント行うというものであった。しかし、民事再生手続では法的整理に伴う事業価値の毀損を見込んで受注計画を約半分に落とすなどの修正が加えられ、一般再生債権に対する弁済率は商取引債権も含めて5パーセントに低下した。（詳細については、「再生再編事例集4」所収予定の奥総一郎・伊東知弘氏による論考を参照されたい。）

民事再生における再生計画の方がより「深堀り」された側面があるから単純に弁済率を比較することは危険であるが、法的整理への移行によって事業価値が毀損し、それに伴って弁済率も低下せざるを得ないことが浮き彫りにされた観がある。

4 法的整理と商取引債権の100%弁済

私的整理ガイドラインによる私的整理では（産業再生機構による支援でも）商取引債権は約定どおりに100パーセント弁済されるが、法的整理では少額債権は別として、商取引債権も金融債権も同様に減免の対象にされてしまう。このような考えが一般化しているが、本当にそうであろうか。

高木先生の基調講演でも紹介されていたように、会社更生法（47条5項後段）にも、民事再生法（85条5項後段）にも、債務者会社の事業の継続に不可欠な場合には裁判所の許可を得て「少額債権」を弁済することができる制度が導入されている。この他に「少額債権」の弁済許可の制度として、債権者数を減らして手続を円滑に進めるためのものがあるが、同じ「少額債権」の語が用いられていても、制度の趣旨・目的から許容される金額に違いがあることは裁判所も認めている。マツヤデンキの事例では、和解の形で商取引債権者への弁済がなされたが、債務者会社の事業の継続に不可欠な場合の少額債権の弁済許可の制度を正面から申請して許可事例を蓄積することが大切である。裁判所もそれを待

っていることを念頭において対処することが望ましい。

法的整理においても商取引債権は100パーセント弁済されることが定着すれば、法的整理が開始されても事業価値が劣化することは相当に防止できる。その結果、安藤部長の云われる「法的再建手続申請の心理的ハードル」が益々下がることになり、法的整理も早期再生実現の有力なツールとなる。

5 プレDIPファイナンスの共益債権化

私的整理ガイドラインの手続では、第1回債権者会議において一時停止の期間中の運転資金の追加融資が決議され、追加融資による債権は対象債権者が有する債権に優先して随時弁済される(ガイドライン第6項(3))。法的整理におけるDIPファイナンスに対比して、このように私的整理の手続中に供与される融資のことを「プレDIPファイナンス」と呼ぶことにする。プレDIPファイナンスにおける優先弁済権の付与は、第1回債権者会議に出席した金融機関債権者の合意を基礎とするから、商取引債権者も参加する法的整理においては効力が失われてしまう。したがって、私的整理の成立が確実でない案件において一時停止期間中の追加融資を供与することは、十分な担保を徴求しない限り相当のリスクを伴うことになりかねない。

私的整理から民事再生に移行した神戸の海洋土木会社の案件では、私的整理ガイドラインの手続中に供与されたプレDIPファイナンスの全額について、今後もDIPファイナンスを供与することを条件として実質的に共益債権化の許可がなされたとのことである。プレDIPファイナンスは、法的な手続ではないものの整理手続に入った後に、金融債権者全員の参加のもとに債権者会議の決議に基づいて供与されるものであるから、このような取扱いがなされることは至当である。

6 産業再生機構の果たした役割と「機構後」

まず、第一に、私的整理ガイドラインの手続ではなかなか実現できなかった信用残プロラタ原則を実現することができた点に大きな意義がある。「機構案件だからプロラタで仕方がない」という了解が得られたのは、機構の卓越した説得力によるものであるが、機構の公的性格も大きく寄与しているように思われる。前述のように、役員の派遣や、窮境に至る原因にメインバンクが関与していたりしない限り、私的整理ガイドラインでもプロラタによる負担が原則である。「機構後」は、機構案件で培われたこの原則が私的整理ガイドラインの手続でも通用するようになることが望ましい。この点で、プロラタ原則を貫いて私的整理が不成立となった神戸の海洋土木会社の経験は、逆にプロラタ原則を貫くことを後

押しする力になるように思われる。私的整理に反対して民事再生に移行することになって
も回収額は却って減少してしまうからである。

第二に、EXITを念頭においた事業再生計画を立案するというルールが敷かれたこと
が大きな成果である。高木先生も指摘されるように、私的整理ガイドラインの
手続での再建計画はメインバンクの主導のもとに作成されるため、金融支援による
実質債務超過額の解消に力点がおかれ、キャッシュフローを生み出す事業を再構築
するという側面が弱いきらいがあった。第一回債権者会議で専門家アドバイザーに
選任される公認会計士や弁護士もこの方面に必ずしも有能とは言い難い。内部
にそのような専門家集団を擁する産業再生機構ならではの成果である。「機構後」
は、それぞれの分野に堪能なコンサルタントやFAが事業計画の立案に関与する
ことが望まれる。尤も、その分野に十分なノウハウを有するスポンサー候補者
が計画立案にも関与する場合には、この問題も自動的に解消されよう。